

第2 行政不服審査法

1 改正法の施行

行政不服審査法は、1962（昭和37）年の制定以来、実質的な法改正がなされないまま50年近くが経過し、この間の国民の権利利益や行政の公平性・透明性をめぐる意識の大きな変化を受け、時代の変化に即した見直しの必要性が高まっていた。

そこで、公平性の向上、使いやすさの向上、国民の救済手段の充実・拡大の観点から、時代に即した見直しが必要であるという認識のもと、総務省において、2008（平成17）年秋から改正の取り組みが開始され、以後、衆議院解散による廃案（2010〔平成20〕年）などの経緯を経て、2014（平成26）年6月、改正法が成立し、2016（平成28）年4月1日、同法は施行された。

2 提言

改正法について、単に手続的な規定の遵守にとどまらず、法改正の趣旨に沿った、実質的にも公平かつ簡易迅速な制度と評価されるべく運営されることが強く期待されるべきであり、その担い手として、弁護士のみならず、果たすべき役割は大きい。

以下、改正法で実現された点を説明するとともに今後に向けた提言をする。

まず、審理の公正・中立の観点では、審理員制度が導入され、職員のうち処分に関与しない者（審理員）が審理を担当することとした（9条）。併せて、審査庁は、裁決について、有識者からなる第三者機関（行政不服審査会等）に諮問しなければならないとした（43条）。

本来、処分庁と国民の間における紛争を公平公正に解決するためには、第三者的立場にある機関による判断が必要となるはずである。本改正では、第三者機関による審査制度は実現されなかったものの、中立的立場の審理員と第三者的立場の諮問機関（行政不服審査会等）の導入を実現した点は評価できよう。

そして、審理の公正・中立という目的を実現すべく、行政法分野に専門性を有する弁護士が、これら審理員ないし第三者機関（行政不服審査会等）のメンバーとして、新制度の運営に直接関与していくことが期待されているといえよう。新制度の担い手として、弁護士が積極的に関与し、また、その供給源にならなければならない（なお、審理員候補者の属性として、大半は、各行政機関ないし地方自治体等の正規採用職員が占めているとの報告も見受けられる（「新たな行政不服審査制度の運用に関する調査研究報告書（平成29年3月）」〔一般財団法人行政管理研究センター〕））。

次に、使いやすさの向上の観点では、不服申立ての手続が審査請求に一本化された（4条）。改正前は、処分庁への異議申立てと上級行政庁への審査請求という二本立てでかつ手続内容が異なっていたため、わかりづらく使いにくかったところ、本改正で手続が一本化した点は、弁護士会もこれを求めてきたところであり、評価できよう。もっとも、不服申立期間について、行政事件訴訟法に合わせ6か月とするように求めてきたにもかかわらず、3か月の延長に留まった点（18条1項）、不服申立適格について、抗告訴訟の原告適格より広く認められるべきで、行政活動の根拠法規によって法律上保護される利益を有する者のみならず、事実上保護される利益を有する者や一定の団体にも、広く適格を認めるべきと求めてきたにもかかわらず、結果として、改正に至らなかった点は必ずしも十分な前進とはいえない。

改正法では、附則で施行後5年を経過した後に施行状況を検討し、必要があれば見直しが行なわれると規定されている。

この点、改正法施行後の最初の状況調査である「平成28年度における行政不服審査法等の施行状況に関する調査結果－地方公共団体における状況－（平成31年3月）」（総務省）において、旧法に基づ

く不服申立ての件数について、2011（平成 23）年度は 18,290 件、2014（平成 26）年度は 24,770 件（ただし、同年度は生活扶助基準の見直しに関する多数の不服申立てがあり件数が増加）であったところ、2016（平成 28）年度は 13,561 件（うち、審査請求 13,404 件（98.8%）、再調査請求 154 件（1.1%）、再審査請求 3 件（0.01%））であった等の報告がなされている。件数のみをもって単純比較することはできないが、改正法の目的（使いやすさの向上、審理の公正性の向上等）が、その運用において実現しているかのチェックを怠ることなく、さらには、改正法において残された課題、施行後の問題点等を蓄積し、今後の見直しのための提言を継続していく必要がある。